

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成30年11月30日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800068号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800032号

## 第1 結論

請求者のA社における平成23年7月31日の標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

平成23年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年7月31日

私は、請求期間において、A社から賞与2万円を支給され、当該賞与から厚生年金保険料7,868円を控除されていた。しかし、その標準賞与額の記録がなく、正規の保険料額よりも多く控除されているので、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額に記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された「給料支払明細書(平成23年7月分)寸志」及び事業主から提出された請求者に係る当該明細書の控え(以下「賞与明細書」という。)により、請求者は、請求期間にA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から、2万円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与支給日については、不明のため、平成23年7月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 23 年 7 月 31 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年 7 月 31 日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。